平成十七年度（第五十五回）計量士国家試験

○平成17年（第55回）計量士国家試験（平成16年9月1日）（経済産業省）

計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所及び期日、受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

1　試験の場所　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

2　試験の期日　平成17年3月6日（日）

3　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

4　受験願書の受付期間等　平成16年10月15日（金）から同年10月31日（日）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、封書の表には「計量士／願書在中」と明記すること。

5　受験願書の受付先　受験願書の受付先は、次の表の上欄に掲げる試験地のうち受験を希望する試験地の、同表の中欄に掲げる経済産業局又は沖純総合事務局の担当課とする。

試験地	担　当　課　名	所　在　地
札幌市	北海道経済産業局　地域振興グループ消費経済課	〒060－0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
仙台市	東北経済産業局　産業部消費経済課	〒980－8483 仙台市青葉区本町3丁3番1号
東京都	関東経済産業局産業部消費経済課	〒330－9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
名古屋市	中部経済産菓局　産業部消費経済線	〒460－8510 名古屋市中区三の丸2丁目5番2号
大阪府	近畿経済産業局　産業部消費経湊課	〒540－8535 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
広島市	中国経済産業局　産業部消費経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号
高松市	四国経済産業局　産廉部消費経済課	〒760－8512 高松市番町1丁目10番6号
福岡市	九州経済産業局　産業部消費経済課	〒812－8546「福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
那覇市	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	〒900－8530 那覇市前島2丁目21番7号

6　提出書類　計量士国家試験願書（計量法施行規則第63条第2項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写しを願書裏面に貼付すること。）

7　受験願書用紙及び試験案内書の請求　平成16年10月1自（金）から同年10月29日（金）まで、前記5の各経済産業局又は沖縄総合事務局の担当課において受験希望者に交付する。郵便で交付を請求する場合（1回につき8部までに限る。）は、140円切手（2部は200円、3部は240円、4部から8部は390円の切手）を貼り、あて先及び希望部数を明記した返信用封筒（角形2号、A4版が入る大きさ）を同封すること。なお、請求用封筒の表には、必ず「計量士／願書○部希望」と明記する。